

学校感染症と出席停止について

<学校保健安全法施行規則に定められた学校感染症>

	感 染 症 の 種 類	出 席 停 止 期 間 の 基 準
第 一 種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、鳥インフルエンザ（H5N1）、 ※上記の他、 <u>新型インフルエンザ等感染症</u> 、 <u>指定感染症</u> 及び <u>新感染症</u>	治癒するまで
第 二 種	イ、 インフルエンザ（鳥インフルエンザH5N1を除く） ロ、 百日咳 ハ、 麻疹（はしか） ニ、 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） ホ、 風しん（三日ばしか） ヘ、 水痘（みずぼうそう） ト、 咽頭結核熱（プール熱） チ、 結核 リ、 髄膜炎細菌性髄膜炎	イ、 発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで ロ、 特有の咳が消失するまで又は、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで ハ、 解熱した後3日を経過するまで ニ、 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで ホ、 発しんが消失するまで ヘ、 すべての発しんが痂皮化するまで ト、 主要症状が消退した後2日を経過するまで チ、 症状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで リ、 症状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで ※但し、症状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるときは、この限りではない。
第 三 種	腸管出血性大腸菌感染症、急性出血性結膜炎、流行性角結膜炎、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス、コレラ、その他の感染症（溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎（ノロウイルス等）、等	症状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで

- (1) 上記の病気（学校感染症）に罹患した、またはその疑いが濃厚な場合は、すぐに担任に連絡して指示を受けてください。
- (2) 主治医の指示に従い十分療養を取りましょう。主治医からの登校許可が出たら、証明書に記入してもらい、担任に提出してください。（担任→保健室へ提出）